

障がい者の就労・労働相談

日時 月～金曜日（祝日を除く）
午前9時～午後6時

費用 無料

問合せ 秩父障がい者就労支援センター「キャップ」秩父市中村町3-12-23（秩父市ふれあいセンター内） ☎22-2870

精神障がい相談

日常生活や経済的な悩み、公的サービスの受け方などの相談を受け付けています。

日時 月～金曜日（祝日を除く）
午前9時～午後5時

費用 無料

問合せ 生活支援センター「アクセス」秩父市寺尾1476-1
☎24-1025

身体・知的障がい相談

日常生活や経済的な悩み、公的サービスの受け方などの相談を受け付けています。

日時 月～土曜日（祝日を除く）
午前9時～午後6時
※土曜日は午後4時まで

費用 無料

問合せ 秩父障がい者総合支援センター「フレンドリー」秩父市中村町3-12-23（秩父市ふれあいセンター内）
身体障がい関係 ☎22-7785
知的障がい関係 ☎22-7045

※上記3つの相談事業所は、町が委託している事業所です。

小児慢性特定疾患医療給付 継続申請の受付開始

期間 5月1日（金）～6月15日（月）
※土・日曜日、祝日を除く。

場所 各県保健所・分室

対象 現在受給者証をお持ちで引き続き治療が必要な20歳未満のかた

必要書類 申請書、医療意見書、生計中心者の所得税関係証明書など

問合せ 秩父保健所 ☎22-6228
県健康づくり支援課 ☎048-830-3561

太陽の広場

心の不調を抱えながら、町で生活しているかたがたの交流の場です。お友だちと誘いあって、お気軽にご参加ください。

期 日	内 容
4月8日（水）	ウォーキング
22日（水）	健康体操

集合 午前9時30分・総合センター
申込み 健康福祉課健康づくり担当
☎62-1230 内線117・118

福祉タクシー利用券交付

福祉タクシー利用券（初乗り運賃相当額）を交付します。

対象 ・身体障害者手帳1・2級のかた
・療育手帳④、Aのかた

交付数 年間24枚

持参品 身体障害者手帳または療育手帳、印鑑

申込み 健康福祉課福祉介護担当
☎62-1230 内線111

※平成20年度分の利用券は使用できません。残券はお返してください。
※「障害者自動車等燃料費給付」と重複して受けることはできません。

障害者自動車等燃料費給付

自動車等燃料費給付認定を受けている障害者のかたに、燃料費を給付しますので請求してください。

給付金 燃料1リットルにつき50円。1か月につき自動車は20リットル分、オートバイは5リットル分まで。

対象期間 平成20年10月～平成21年3月分

持参品 ・身体障害者手帳または療育手帳
・運転するかたの運転免許証（写し可）
・車検証（写し可）
・印鑑
・燃料を購入したことがわかるもの（領収書など）

請求 4月10日（金）までに健康福祉課福祉介護担当へ ☎62-1230 内線111
※「福祉タクシー利用券」と重複して受けることはできません。

心配ごと相談

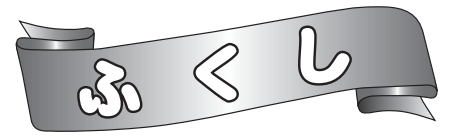
期 日 4月24日（金）

時 間 午後1時30分～4時

場 所 長生荘会議室

相談員 町社協心配ごと相談員

予 約 社会福祉協議会
☎62-4615



紙オムツの給付

対象 在宅で常時ねたきりの状態が6か月以上継続し、次のいずれかに該当するかた。

- ①身体障害者手帳1～3級のかた
- ②療育手帳④・Aのかた
- ③おおむね65歳以上のかた

給付 毎月1回、年間800枚（申請時期により給付枚数は異なります）

種類 パンツ式またはフラット式のいずれかと補助パッド（希望により補助パッドのみに変えられます）

申込み 健康福祉課福祉介護担当
☎62-1230 内線111

遺児手当の給付

対象 町に住所があり、18歳未満の児童を養育しているかたで、次のいずれかに該当するかた

- ①父母のいずれかが死亡、または生死が明らかでない児童の保護者
- ②父母が離婚した児童の保護者
- ③その他これらに準ずると町長が認めたかた

※毎年7月に町民税課税状況の審査があります。不給付に該当した場合、その年度の給付は停止します。

給付額 児童1人につき月額2,000円
※年2回、9月と3月に給付

問合せ 健康福祉課福祉介護担当
☎62-1230 内線113